

野田市水道事業告示第 1 号

野田市公契約条例に係る水道事業管理者が定める賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成 2 1 年野田市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条において準用する条例第 6 条第 1 項第 2 号及び野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程（平成 2 5 年野田市水道事業規程第 5 号。）第 4 条に規定する水道事業管理者が適用労働者の職種ごとに定める令和 7 年度の 1 時間当たりの賃金等の最低額は、表 1 のとおりとする。

表 1

適用労働者の職種	最低額
運転監視及び保守点検業務員	1, 4 0 2 円
事務員	1, 1 7 0 円
事務員補助	1, 1 4 3 円
検針員	1, 2 0 0 円

令和 7 年 3 月 2 6 日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫